

第4章 感染症対策

1 結核対策

目 的 患者に適正な医療を提供し、費用負担の軽減を図るよう事業を実施する。
また、市民への結核に対する正しい知識の普及啓発を行い、患者家族等に対しては健康診断を行う等、結核のまん延防止を図る。

事業根拠 感染症法

補助金等 感染症予防事業費等負担金、結核医療費国庫負担（補助）金

(1) 登録患者数

目 的 保健所長は、結核登録票を備え、これに、その管轄する区域内に居住する結核患者及び厚生労働省令で定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない。登録票に基づく患者管理を行うことにより結核のまん延防止を図る。

対 象 結核患者、結核回復者

内 容 結核登録票に記録すべき事項

(ア)登録年月日及び登録番号

(イ)住所、氏名、生年月日、性別、職業、保護者の氏名及び住所

(ウ)届け出た医師の住所及び氏名

(エ)結核患者については、その病名、病状及び現に医療を受けていることの有無

(オ)結核患者又は結核回復者に対して保健所がとった措置の概要

(カ)生活環境その他結核患者又は結核回復者の指導上必要と認める事項

事業根拠 感染症法第12条、第53条の12

① 結核新登録患者数

(単位:人)

	総 数	活 動 性 結 核					潜在性 結核
		肺 結 核 活 動 性				肺外結 核活動 性	
		小 計	喀痰塗抹 陽性	その他の 結核菌陽 性	菌陰 性・ その他		
令和元年	25	22	8	13	1	3	17
令和２年	27	21	10	9	2	6	11
令和３年	20	17	9	7	1	3	11
令和４年	23	16	8	7	1	7	10
令和５年	19	14	8	5	1	5	19

② 年末時患者登録数・受療状況

(単位:人 令和6年)

		総数	活動性結核						不活動性 肺結核	活動性 不明	潜在性 結核
			活動性 (計)	肺結核活動性				肺外結核 活動性			
				小 計	喀痰塗 抹陽性	その他 の結核 菌陽性	菌陰性 その他				
総 数		65	16	13	7	4	2	3	20	29	30
	入院中	5	5	4	3	1	0	1	0	0	0
	外来治療中	9	9	8	4	2	2	1	0	0	13
	治療なし	46	1	1	0	1	0	0	20	25	17
	不明	5	1	0	0	0	0	1	0	4	0

※他疾患入院中は外来治療中に含める

◎令和6年度の結核相談等件数は延べ【 624 】件

(2) 結核患者の管理検診

目 的	結核登録者のうち治療修了者の再発の早期発見及び治療放置患者あるいは病状不明者の病状把握や悪化の発見等による結核のまん延防止。
対 象	結核登録者のうち治療を修了した者及び治療放置患者あるいは病状不明者
内 容	エックス線検査等
実施方法	医療機関委託、患者本人への実施調査
事業根拠	感染症法第 53 条の 13

実 績

(単位：件)

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
医療機関委託による 実施件数	45	36	23	44	48
患者本人への 実施調査件数	130	91	80	53	35
合計	175	127	103	97	83

(3) 接触者の健康診断

目 的	結核患者の家族及び同居者並びに患者の接触者に対し、健康診断を実施し早期発見・早期治療につなげる。
対 象	結核患者の家族及び同居者並びに患者の接触者
内 容	QFT検査、T-SPOT検査、ツベルクリン反応検査、胸部エックス線検査、喀痰検査
実施方法	保健所実施、医療機関委託
事業根拠	感染症法第17条

実 績

(単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
医療機関委託による 実施件数	30	17	21	29	67
保健所実施件数	95	43	73	123	109
集団健診検査件数	13	40	38	37	90
合計	138	100	94	189	266

(4) 感染症診査協議会及び結核医療費公費負担件数

- 目 的 越谷市長の諮問に応じ、必要な事項を審議する。
- 内 容 ①感染症法第 18 条第 1 項による通知及び第 6 項による報告：就業制限
 ②感染症法第 19 条第 1 項及び第 3 項(※)による入院：入院勧告
 ③感染症法第 20 条第 1 項(※)による勧告及び第 4 項(※)による入院期間の延長
 ：入院勧告入院延長
 ④感染症法第 37 条の 2 第 1 項による申請：公費負担
 (※)第26条において準用する場合を含む。
- 実施方法 原則毎月第2、4水曜日
- 事業根拠 感染症法24条

実 績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開催回数 (回)	24	24	24	23	24
37条診査件数(件)	741※	30	34	22	26
37条の2 診査件数(件)	60	54	45	50	59

※令和2年度の37条 診査件数は、新型コロナウイルス感染症を含む。

(5) DOTS（直接服薬確認療法）事業

感染症法第53条の14に基づき、患者本人や患者を取り巻く状況を踏まえ、医療機関等関係者との連携により、包括的な服薬支援体制を整備し、治療中断のリスクをなくし、患者の治療完了率の向上を図る。

実 績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
対象者数(件)	37	35	30	28	53
実施者数(件)	37	22	30	28	53
実施率(%)	100	62.3	100	100	100

(6) 越谷市薬局DOTS事業（平成 29 年 10 月 26 日から開始）

上記 DOTS 事業において、患者背景にあわせ薬局での DOTS が適当と保健所長が認めた者に対して、越谷市にある結核指定医療機関である薬局と協定を結び、服薬支援に対して連携を図り、治療中断のリスクをなくし、患者の治療完了率の向上を図る。

実 績

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施件数(延)	8	0	0	13	45
協定薬局数 (か所)	10	10	9	8	20

(7) 結核定期健康診断の実施報告

目 的 感染症法第53条の2により事業者、学校の長、矯正施設その他の施設の長及び市町村長は結核にかかる定期の結核健康診断を行い、感染症法第53条の7により保健所長及び市長を経由して都道府県知事に報告することとされている。定期的に健康診断を実施することにより、結核の早期発見・早期治療につなげる。

対 象

実施義務者	対象	定期及び回数
1 事業者 (労働安全衛生法第2条第3号)	(1)学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）において業務に従事する者 (2)病院、診療所、助産所、介護老人保健施設において業務に従事する者 (3)社会福祉施設（★の施設のみ）において業務に従事する者	毎年度
2 学校の長	(1)大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（就業年数が1年未満のものを除く）の学生又は生徒	入学した年度
3 施設の長	(1)監獄に収容されている者	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度
	(2)生活保護法に規定されている施設に収容されている者 ★ 救護施設 更正施設 (3)老人福祉法に規定されている施設に収容されている者 ★ 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム (4)障害者総合支援法に規定されている施設に収容されている者 ★ 障害者支援施設 (5)売春防止法に規定されている施設に収容されている者 ★ 婦人保護施設	65歳に達する日に属する年度以降において毎年度
4 市町村長	(1)1～3の対象者以外の者（市町村長が定期の健康診断の必要がないと認める者を除く）	65歳の達する日の属する年度以降において毎年度
	(2)市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	市町村が定める定期

内 容 喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査
事業根拠 感染症法第53条の2、第53条の7

定期健康診断の報告数

(単位：人)

	事業者	学校長	施設の長	市
健康診断対象者数	11,470	5,567	1,038	87,993
受診者数	10,987	4,871	1,022	24,098
間接撮影者数	2,811	1,117	165	0
直接撮影者数	8,176	3,754	857	24,098
喀痰検査者数	0	0	0	0
精密検査受診者数	39	17	0	1
結核患者	0	0	0	0
結核発病のおそれがあると診断された者	3	0	0	0

(8) 越谷市私立学校等結核予防事業費補助金交付事業

目 的	定期健康診断実施者の費用負担の軽減を図り、定期の結核健康診断の実施を促進することにより結核患者の早期発見とまん延防止を図る。
内 容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条第1項の規定により、同法第53条の三の規定に基づく定期の健康診断に要する費用を補助する
対 象	越谷市私立学校等結核予防費補助金交付要綱に基づく私立学校又は施設の設置者
事業根拠	感染症法第60条第1項、越谷市私立学校等結核予防費補助金交付要綱
補助金等	なし

実 績

(単位：件)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金交付数	11	15	14	15	17

(9) 療育給付

目 的	結核にかかっている児童に対し、医療並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給を行い、療養に併せて学習の援助を行う。
対 象	結核にかかっており、医師が指定医療機関での長期間の入院を要するとした18歳未満の児童
内 容	指定療育機関で行う結核の治療のうち、次のものが対象 ①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ④病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（食事療養費の一部も負担） ⑤移送 ⑥学習に必要な物品の支給（学習用品） ⑦療養生活に必要な物品の支給（日用品）

事業根拠 児童福祉法第21条

補助金等 母子保健衛生費国庫負担金、結核児童日用品等負担金

実 績

(単位：件)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
療育給付件数	0	0	0	0	0

2 感染症対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）に基づき、各種事業等を行い、感染症の予防と拡大防止を図るとともに、患者に対する適切な医療の提供を図ることにより、市民の健康保持を図る。

感染症発生届受理

目 的	感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への的確な提供・公開
内 容	感染症法に基づく医師、獣医師からの感染症患者等の発生届の受理
事業根拠	感染症法第12条～16条
補助金等	感染症予防事業費等負担金、感染症患者入院医療費負担金

●発生届受理数 137件

主な感染症発生状況

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
腸管出血性大腸菌感染症	5	10	13	19	14
細菌性赤痢	1	0	0	0	0
レジオネラ	3	4	3	9	5
マラリア	0	0	0	0	0
デング熱	0	0	0	2	0
風しん	0	0	0	0	0
麻しん	0	0	0	0	4
新型コロナウイルス感染症	1,560	21,252	67,214	863	

※新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付け変更に伴い、令和5年5月7日分まで集計

3 エイズ等性感染症相談・検査

(1) エイズ等性感染症相談・検査

目 的 後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」）及びその他の性感染症（以下「STD」）等に関する適切な知識の普及啓発を図り、かつヒト免疫不全ウイルス（以下「HIV」）感染及びその他のSTD等に関する健康相談や検査を実施することで、HIV及びSTD等の感染予防並びに患者及び感染者の早期発見に努め、健康保持を図る。

対 象 HIV及びその他のSTD等に関する健康相談や検査を希望する者

内 容 HIV及びその他のSTD等に関する健康相談とHIV、梅毒、B型肝炎、C型肝炎の検査
※クラミジア抗体検査は平成30年度で終了

実施方法 ①エイズ等性感染症検査 平成27年7月から月2回実施（第1・3水曜日）
予約制、匿名、感染の心配があり検査を希望する場合は、無料。

②健康相談（電話、面接）随時実施

事業根拠 「特定感染症検査等事業実施要綱」

補助金等 感染症予防事業費等負担金、エイズ対策促進事業費

エイズ等性感染症検査

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
HIV 抗体検査	50	52	108	249	256
梅毒検査	50	50	111	250	257
B型肝炎抗原検査	49	48	90	105	108
C型肝炎抗体検査	48	48	91	104	103

※令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染防止のため即日検査を中止し、通常検査の申込み人数を縮小して実施した。

エイズ等性感染症健康相談（電話、面接）

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	197	147	280	569	600

(2) HTLV-1 検査・相談

目 的	HTLV-1 感染者及び HTLV-1 感染関連疾患患者の早期発見及び二次感染の防止を図り、もって市民の健康増進に寄与すること。
対 象	①検査日時時点で越谷市内に住民登録がある者 ②検査日時時点で 16 歳以上である者 ③妊婦健康診査の対象でない者
内 容	HTLV-1 に関する健康相談と検査
実施方法	①健康相談（電話、面接）随時実施 ②HTLV-1 検査 健康相談後、検査の対象となった方に実施
事業根拠	「特定感染症検査等事業実施要綱」

HTLV-1 健康相談（電話、面接） (単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	0	0	0	0	2

4 肝炎治療医療費助成申請事務

目 的	肝炎治療に係る経済的な負担を軽減することにより、肝炎患者が適切な肝炎医療を受けることができるようにする。
対 象	C型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療及びB型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療とインターフェロン治療に係る医療費
内 容	「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく埼玉県への進達・交付事務
事業根拠	肝炎対策基本法及び「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（厚生労働省告示）
補助金等	肝炎治療特別促進事業（肝炎治療医療費助成）に関する事務委託

実 績 (単位：件)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
治療受給者証交付件数	216	194	189	192	180

5 風しん抗体検査事業

目 的	市民に先天性風しん症候群の予防と風しんの感染拡大防止を促す。
対 象	①妊娠を希望する18歳以上50歳未満の女性 ②①の配偶者（事実婚を含む）又は風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者 ただし、過去に風しん抗体検査（妊婦健診等を含む）を受けたことがある者、明らかに風しんの予防接種歴がある者若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は除く。
内 容	HI法を原則とする風しん抗体検査（血液検査）
事業根拠	「特定感染症検査等事業実施要綱」
補助金等	特定感染症検査等事業費

実 績 (単位：件)

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受診件数	194	196	173	190	146

6 ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

- 目 的 肝炎ウイルス検査で陽性と判定された市民が早期に受診するとともに、早期治療につなげる。
- 対 象 越谷市に住民票を有し、次のいずれかに該当する者のうち、フォローアップ事業への参加に同意した者
- ① 1年以内に市が実施する肝炎ウイルス検査又は市が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診及び県又は県内市町村が実施する肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
 - ② 県が実施する検査費用助成事業の請求により把握した、肝炎ウイルスに起因する慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者
 - ③ 4年以内に市が実施する妊婦検診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
 - ④ 2年以内に手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
- 内 容 ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業に係る申請書、領収書等の経由事務
- 事業根拠 「埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱」
- 補助金等 特定感染症検査等事業費、埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業事務委託

実 績

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
陽性者フォローアップ事業実施件数	51	48	48	45	36
検査費用助成事業相談・受理件数	36	29	20	21	21